

一宮町病児保育事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

一宮町長

馬淵昌也



一宮町告示第 48 号

一宮町病児保育事業実施要綱の一部を改正する告示

一宮町病児保育事業実施要綱（平成23年3月25日告示13号）の一部を次のように改正する。

第4条の表中「15分」を削る。

別記第1号様式及び別記第2号様式、別記第4号様式及び別記第5号様式中「保護名」を「保護者名」に改める。

別記第3号様式中「ふりがな」を加える。

附則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。